令和3年第1回定例会 新元廷町議会会議録

第1日(令和3年3月3日)

◎議事日程(第1日)

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告(町長・教育長)
- 第 5 報告第 1号 例月出納検査等の結果報告について
- 第 6 承認第 1号 専決処分について
- 第 7 議案第 5号 新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6号 新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 7号 新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 8号 新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例に ついて
- 第11 議案第 9号 令和2年度新冠町一般会計補正予算
- 第12 議案第10号 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第13 議案第11号 令和2年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第14 議案第12号 令和2年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
- 第15 議案第13号 令和2年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 議案第14号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

閉議宣告

◎出席議員(12名)

1番	芳	住	革	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君		2番	長	浜	謙太郎		君
3番	酒	井	益	幸	君		4番	武	田	修	_	君
5番	伹	野	裕	之	君		6番	竹	中	進	_	君
7番	須	崎	栄	子	君		8番	氏	家	良	美	君
9番	秋	Щ	三津男		君	1	0番	中	Ш	信	幸	君
1番	堤		俊	昭	君	1	2番	荒	木	正	光	君

◎欠席議員(0名)

1

◎出席説明員

町 長 鳴 海 修 司 君 副 町 長 中 村 義 弘 君 教 育 長 本 政 嗣 君 Щ 総 務 課 長 坂 本 隆 君 企 画 課 長 原 田 和 人 君 町民生活課長 坂 東 桂 治 君 觜 保健福祉課長 鷹 寧 君 税 務 課 佐 藤 正 君 長 秀 産業課長兼農業委員会事務局長 島 田 和 義 君 建設水道課長 関 \Box 英 君 会 計 管 理 者 田 村 晃 君 診療所事務長 山 結 城 君 杉 特別養護老人ホーム所長 谷 Ш 貴 君 町有牧野所長 工 藤 匡 君 管 理 課 長 湊 昌 行 君 社会教育課長 宮 信 幸 君 新 総務課総括主幹 佐々木 君 京 企画課総括主幹 楫 Ш 聡 明 君 企画課総括主幹 下 Ш 広 司 君 町民生活課総括主幹 内 竹 修 君 保健福祉課総括主幹 八 木 真 君 樹 税務課総括主幹 今 村 君 力 產業課総括主幹 宅 範 正 君 建設水道課総括主幹 寺 西 訓 君 建設水道課総括主幹 磯 野 貴 弘 君 管理課総括主幹 小久保 卓 君 管理課総括主幹 君 坂 元 馬 社会教育課総括主幹 谷 藤 聡 君 社会教育課総括主幹 曽 我 和 久 君 代表監查委員 岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長佐 渡 健 能 君議会事務局総括主幹伊 藤 美 幸 君

(午前 9時58分 開会)

◎開会宣告

○議長(荒木正光君) 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第1回新冠 町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- ○議長(荒木正光君) 直ちに本日の会議を開きます。
 - ◎議事日程の報告
- ○議長(荒木正光君) 議事日程を報告いたします。 議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。
 - ◎日程第1 会議録署名議員の指名
- ○議長(荒木正光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、酒井益幸議員、4番、武田

会議録著名議員は、会議規則第 125 条の規定により、3 番、酒井益幸議員、4 番、武田 修一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(荒木正光君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの10日間といたしたい

と思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月12日までの10日間とすることに決定いたしました お諮りいたします。議案等調査のため、3月5日から8日までの4日間及び3月10日 の1日を休会といたしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。

よって、3月5日から8日までの4日間及び3月10日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(荒木正光君) 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明 員報告については、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告(町長・教育長)

○議長(荒木正光君) 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これ を許します。

鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 本日、令和3年第1回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、令和2年第4回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

初めに、「新型コロナウイルス感染症対策」につきましてご報告申し上げます。対策本部 会議の開催状況についてですが、町ではこれまでご報告しておりますとおり、昨年2月26 日に「新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置以来、連日定例の本部会議を開 催し、既に1年が経過しております。この間、新型コロナウイルス感染症の拡大はとどま ることなく、いまだに緊急事態宣言が発令されており、特別措置法に位置付けられた法的 根拠を持つ対策本部として設置しているところであります。幸い当町を含め、日高管内に おいては新たな感染情報は減少傾向にあるものと認識しておりますが、これからの時期は 年度末、年度替わりの時期に入り人の動きも活発になり、気の緩みにつながらぬよう、い ま一度周囲の感染対策を確認しながら、らなる警戒が必要と考えております。次に、町民 へのマスクの配布についてご報告します。町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の 観点から、すべての町民の皆さんにわずかばかりではありますがマスクを配布させていた だいたほか、70歳以上の高齢者や妊産婦、人工透析患者の方、介護施設・社会福祉協議会・ 委託業者等へも追加配布させていただいております。感染拡大が続く中にあって、これま での繰り返しとなりますがソーシャルディスタンスの確保やうがい・手洗いの徹底、密集・ 密接・密閉の3つの密を避けるなど、いずれも拡大防止のため皆で取り組むことが必要で すが、感染拡大にはマスクの着用が最も身近に取り組める対策であり、効果のあるものと 言われております。また、インフルエンザの流行が抑えられておりますのもうがいや手洗 いに加え、マスクの着用が功を奏しているものとも言われております。町としても徹底し たマスクの着用を勧めるため、今後におきましても機会あるごとにマスクの配布に努めて まいりたいと考えておりますし、日常の拭き掃除などに使用できる消毒用の次亜塩素酸水 につきましても、町の保健福祉課窓口で配布しておりますので引き続きご利用願います。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響により地域経済や住民生活を支援するため、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できる、国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」につきまして、第1次及

び第2次計画事業の執行状況を踏まえ、事業計画及び予算を精査の上、事業の拡充や新た に取り組むべき事業について、昨年12月25日に開会された第5回臨時議会において、予 算議決をいただいたところでございます。主な計画事業についての概要を申し上げますと、 「新冠町巣ごもり暖房費等支援金」として、外出自粛により暖房費負担が増加している町 民に対して、1世帯1万円の支援金の支給を始め、就学のため親元を離れ町外に居住する 学生に対する「新冠町町外学生等応援給付金」及び国のひとり親世帯給付金の支給対象と ならない方への「新冠町ひとり親世帯支援給付金」の2回目の実施、任意で行うPCR検 査の個人負担分に対し3分の2の補助、町税等の納付が自宅でも可能なスマホ収納の導入、 高齢者共同生活施設あいあい荘、特別養護老人ホーム及び青年の家の施設内の空気除菌対 策として空気清浄機の購入、国保診療所における衛生消耗品、PCR検査装置の購入、発 熱者対応としてプレハブ式仮設診察室の設置、特別養護老人ホームの木製窓枠について消 毒作業の徹底を図るための樹脂サッシ化工事、学校給食の長期休業期間の登校日設定に伴 う費用、学校のオンライン学習を見据えネット回線がない世帯の対応に係る通信費、災害 時の分散避難に伴う避難所設置事業費、観光とウエディングを合体させ新たな馬産地観光 事業に係る観光協会への補助などとなってございます。これらの計画事業の中で町民全体 を対象としている「新冠町巣ごもり暖房費等支援金」についての詳細をご報告いたします。 先ほども触れましたが、この支援金は町民の皆様が新型コロナウイルス感染症拡大防止対 策として不要不急の外出を自粛し、自宅で過ごす時間がふえたことに伴う増額した暖房費 に対し、家計への負担軽減の一助にしていただくことを目的に、一世帯に対し1万円の支 援金を支給するものです。支給対象者は令和2年 12 月1日の基準日において、新冠町に 住民登録を有する世帯 2,783 世帯、5,388 人の内、施設に入所し利用料とは別に暖房費や 冬期加算を支払っていない 187 世帯を減じた 2,551 世帯、5,201 人としております。本支 援金は、受給権者である世帯主の申請に基づき支給することとしており、申請に漏れが生 じることのないよう1月8日に町政事務文書にて事前周知し、同日全世帯に対し申請書を 直接郵送することで支給対象者への周知を徹底したところであり、申請受付にあたっては 感染症拡大防止の観点から、郵送による申請、止むを得ず役場窓口に申請書を持参する方 につきましては、感染症拡大防止策を施した上で応対し、さらには2月8日からは未申請 の方に対し、個別に電話での声掛けをして申請を促すなど、1世帯でも多くの方に受給し ていただけるよう努めたところでございます。次に、支給結果についてでございますが、 対象となる2.551世帯の内、申請された世帯は2.464世帯で、87世帯の方が未申請となり、 その理由はさまざまで受け取りを辞退した方、母国に帰国し再入国の予定がない方、再三 の声掛けにもこたえていただけない方などでありました。最後に、世帯に対する申請割合 についてでありますが、96.59%という結果になってございます。さらに先般、第3次交付 分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、当町へは1億 53 万 4,000 円が交付されることが示されましたが、この第3次交付分につきましては令和3年度に繰 り越し、さらなる経済対策や感染防止対策に寄与できるよう、関係機関との協議を図りな

がら有効適切に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 次に、「JR日高線にかかる取り組み」についてご報告申し上げます。JR日高線廃線に 伴う広域交通体系につきまして、本年4月1日からの新たなバス体系による運行を目指し、 スケジュール的にかなり限られた中でありましたが、JR北海道やバス事業者と協議を重 ねバスダイヤの調整が整いましたことから、実際にバス路線の運行を担う道南バス及びJ R 北海道バスの両社におきまして、昨年の 12 月 23 日、24 日、北海道陸運局へ路線の認 可申請を行っており、陸運局の認可は本年3月中旬以降が見込まれているところでござい ます。バスダイヤにつきましては、現在運行されている道南バス、JR北海道バス及び列 車代行バスの路線については一体的に検討を行い、管内7町それぞれの課題や要望に加え、 バスの利用実績を踏まえた中で転換バスの運行を担うバス事業者との協議を重ねたものと なっており、登校バスの新設や既存バス路線の高校乗り入れなど、最大の利用者でありま す通学生の利便性向上をはじめ、日常利用の利便性向上のため停留所の増設、えりも・苫 小牧長距離直行便を設定し、通院や買い物等の需要への対応、別々の便を直通化し乗り継 ぎの解消などを図る一方、将来にわたる持続性の観点から、利用状況を踏まえた中で近接 便の統合なども行ってございます。JR日高線廃線に伴う広域交通の構築にあたりまして、 利便性に加え持続可能性なども協議しながらダイヤ調整を行ったところでありますが、4 月1日からの転換バス運行後も利用状況やニーズを捉えながら交通事業者を含む関係者で 協議を重ね、日高管内の公共交通体系が持続的で便利なものとなるよう、必要な見直しを 行っていくこととしてございますので、地域の皆様におかれましては今回構築いたしまし たバスを基軸とする日高エリアの公共交通を積極的にご利用くださるよう、お願い申し上 げる次第でございます。次に、JR日高線にかかる協議につきましては、これまで町長会 議で行ってまいりましたが、JR北海道から受ける広域交通に係る拠出金の管理、運用を 行う組織が必要なことから、管内7町長を構成員とした「日高地域広域公共交通確保対策 協議会」を本年2月4日付で設立したところであります。今後、拠出金の管理に加え日高 地域における広域交通の維持・確保につきましても、同協議会が中心となって協議を進め ることとしてございます。なお、同協議会の会議を2月 10 日オンラインシステムで行っ ており、拠出金からの負担のうち 18 年間の運行に係る費用、車両購入などに関しては、 国の補助を最大限に活用することで、20 億円以内に収まるとJR北海道の試算や北海道の 再度の精査を確認したところでございます。あわせまして、新規バス車両導入に係る仕様 の検討や支援金からの負担のあり方などについては、今年の秋頃を目途に判断していくこ ととしてございます。

次に、「1月14日発生の突風被害」につきましてご報告申し上げます。1月14日午前7時50分頃、低気圧から伸びる寒冷前線の通過に伴い、節婦町地区において突風が発生しました。この突風により建物12棟、車両1台が被害を受けましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。被害の内訳として最も大きな被害が、スクールバス節婦第2待合所の全壊が1棟、次に大きな被害が民家の車庫の屋根、壁面が飛ばされ半壊が1棟、その

ほか巻き上げられた飛散物や直接の突風によるものと思われる住宅、物置のガラスや軒天等の破損が 10 棟、飛散物による車両の破損が 1 台で、被害総額は 100 万円となっております。町では午前 8 時頃、地域住民から教育委員会管理課が第一報を受け、担当職員とともに現地へ向かい人的被害の有無の確認を優先し、被害がないことを確認後、周辺地区の被害状況の確認と住宅各戸への被害調査、飛散物の片づけ、スクールバス待合所の撤去処理手配及び待合所代替施設の手配、北海道、気象台への報告などを行っております。また、被害があった地域には在宅介護者、高齢者が居住していることから保健師等が居宅訪問し、再度健康状態を確認し改めて人的被害がなかったことの報告を受けております。

次に、「2月15日、16日の低気圧による町内の被害状況等」につきましてご報告いたし ます。2月15日から16日にかけ、低気圧が急速に発達しながら三陸沖からオホーツク海 を北上し、強い冬型の気圧配置となり暴風、高波などの被害の恐れがある旨、15 日午前 11 時室蘭地方気象台からの情報があり、同日 16 時 30 分の気象台主催のオンライン会議 に出席、夜半から雨、風が強くなり警報発令が見込まれるとの情報を得て警戒にあたりま した。15 日 21 時 38 分、新冠町に暴風雪警報及び波浪警報が発令され総務課、建設水道 課を情報収集のため役場庁舎に待機とさせておりました。夕方から降り続いた雨は、15日 23 時過ぎから強くなり、所によっては時間雨量 10 ミリ以上の激しい雨となりました。こ の雨に加えて、気温上昇に伴う融雪による道路冠水なども心配されることから樋門点検、 道路状況のパトロールを実施しております。道道の一部においては冠水する箇所もありま したが、特段大きな被害にはつながっておりません。この降雨による町の被害は、美宇地 区の水道施設において侵入水の排水が間に合わず、ポンプの電子基盤まで水が浸かり、給 水ポンプが使用不能となる被害が生じております。ポンプの修繕を行わなければ給水に支 障を来すため、本定例会の補正予算として計上しておりますので、よろしくお願い申し上 げます。今回、多くの被害をもたらした暴風については、16 日明け方から次第に風が強く なり、静内観測所では 9 時 15 分に平成 21 年以降、2 月の観測史上 1 番目となる最大瞬間 風速 25.3 メートル、新和観測所においても8時36分に、同じく2月の観測史上1番目と なる最大瞬間風速 18.7 メートルを記録する暴風となりました。 この暴風により住宅の屋根 の一部損壊が3件、物置の横転が1件、農業用ハウスの半壊が1件、このハウス内に作付 けしていた農作物被害が1件、農器具庫等のシャッター破損が3件、堆肥舎の屋根の一部 損壊が1件、これらに加え町の施設では小学校プールの屋根の上屋シートの損壊、テニス コート防球ネット支柱破損の被害があり計 12 件となり、先ほどご報告した水道施設を合 わせると今回の町内の被害としては合計 13 件、被害総額 1,270 万 3,000 円となっており ます。また、16 日 14 時 44 分から泉、若園地域から朝日地区までの広範囲で停電が発生 し、朝日地区の一部を除いた地域では短時間で復旧しましたが、北電からの情報では朝日 地区の停電復旧が見込めないと連絡がありましたので、避難所開設を見込み朝日婦人ホー ムに暖房機等の配置、非常用発電機の準備、教育委員会と連携し朝日小学校の避難所開設 も含め準備しておりましたが、17時30分に停電解除となり、停電による被害等は発生い

たしませんでした。継続となっていた警報発表については、21 時 45 分に注意報に変わったことから、庁舎待機の警戒態勢を解除したところでありますが、翌 17 日午前にかけて町内全域で降雪があったことから、早朝より関係業者と連携し除雪作業を行っております。今冬は、降雪量及び降雪回数が多く、加えて寒波と暖気、さらに降雨などの気象が繰り返され、安全安心な道路状況を確保しなければならないことから除雪回数、砂や融雪剤の散布回数が多い状況にあります。係る経費につきましては、今定例会の補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種」についてご報告申し上げます。新型コ ロナウイルス感染症は現在も世界中でまん延し、いまだ終息の目途が立たない中、感染拡 大防止の要となる予防ワクチンの開発は日本をはじめ、諸外国で行われ欧州などでは先行 してワクチン接種が開始されております。日本国内における新型コロナウイルス感染症ワ クチン接種については、国がワクチンや流通を確保し、接種については市町村が行うこと になっております。日本国内では、ファイザー社製のワクチンが2月 14 日に特例承認を 受け、2月 17日から医療従事者へ対する先行接種が開始されており、2月 25 日現在の情 報では高齢者等の優先接種者へのワクチン接種につきましては4月 14 日から開始され、 全国の市町村へワクチンが行き渡るのは 26 日以降と公表されております。町におきまし ては、住民のワクチン接種に向けて準備を取り進めておりますので、現時点でのワクチン 接種体制についてご報告いたします。まず、接種体制の基本体系でございますが、ワクチ ンは国の指示のもと都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施することとさ れており、接種に係る費用は国が負担するものでございます。次に、接種対象でございま すが住所地に居住する 16 歳以上の者とされております。ただし、予防接種法における接 種の対象者が接種を受ける努力義務の規定につきましては、妊娠中の者には適用いたしま せん。市町村は住民向けの接種体制を構築し接種を希望する方は原則、住居地の市町村で 接種を受けることとなります。ただし、長期間入院又は入所している方、かかりつけ医の 下で接種を受ける者ややむを得ない事情がある場合には、居住地以外の市町村で接種を受 けることができます。次に、新冠町内の接種体制でございますが、保健センターを接種会 場とした集団接種を国保診療所医師、看護師等のスタッフ体制により準備を取り進めてお ります。接種に必要な物資・物流の確保でございますが、ワクチンについては国が確保し、 医療品卸売業者等を通じ市町村へ配布することとされております。また、ワクチン保管用 に必要となるマイナス 75℃のディープフリーザー等の備品につきましても、国が一括購入 し市町村へ配布することとなっており、3月中に国保診療所へ設置する予定でございます。 次に、接種順位の考え方でございますが、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、第一に医療 従事者に対して2月 17 日からワクチン接種が開始されてございますが、保健センターの 接種会場におきましては、令和3年度中に 65 歳に到達される方を含めた高齢者を対象に 接種を開始いたします。高齢者の終了後、64歳以下で基礎疾患を有する者と高齢者施設等 の従事者に接種し、その後それ以外の方々の接種を行う想定で準備を取り進めてございま

す。しかしながら、報道等でもございますように国の対応が流動的な状況であり、正式な接種順位・実施期間については今後、具体的に示されることとなります。最後に、接種用のクーポン券の送付時期でございますが、65歳以上については3月中旬以降、64歳以下については4月中に接種券を発送予定でございますので、町民の皆様におかれましては接種用クーポン券がお手元に届くまでもう少々お待ちいただきたいと存じます。一日も早くワクチン接種体制が確立され、新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに、今後ともさまざまな取り組みを講じながら、日常を取り戻す努力を続けてまいる所存でございますので、町民の皆様方におかれましても引き続き新生活様式にあるマスク着用、手指消毒、三密の回避などを実践され、感染拡大防止に努められるようお願い申し上げます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが一般議案5件、令和2年度各会計補正 予算6件、令和3年度各会計当初予算7件を提案することといたしております。それぞれ 提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきます ようよろしくお願い申しあげまして、行政報告とさせていただきます。

○議長(荒木正光君) 町長の行政報告が終わりました。 次に、教育長から行政報告を行います。 山本教育長。

○教育長(山本政嗣君) 議長から発言の許可をいただきましたので、令和2年第4回定例会以降の教育行政にかかわってご報告を申し上げます。

初めに、新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画の説明会の開催結果についてであ ります。教育委員会では、将来を見据えた教育環境の再編整備に向けた取り組みをどう進 めていくために、令和3年度から令和12年度を期間とする「新冠町小中学校適正規模・ 適正配置基本計画」を策定させていただいたところでありますが、保護者の皆さんや町民 の皆様に対し、計画策定に至った経緯や今後における学校統合などの教育環境の整備につ いて説明するため、説明会を開催いたしましたので概要についてご報告を申し上げます。 説明会は去る、1月 19 日から2月4日にかけての7日間にわたり、対象者を保護者と地 域の皆様に分けレ・コード館、朝日小学校及び町内の集会施設に4カ所の計6会場におい て9回開催させていただきました。参加者の皆様方からは、小学校の統合について統合時 期への疑問、防災面や児童の通学時間の負担や影響について、不安のご意見等をいただき ましたほか、朝日小学校を存続させ得る方策、あるいは学校統合に反対するというご意見 もございましたけれども、参加いただいた皆様方には当町の義務教育課程の現状や課題を 含めまして、その改善方策の必要についてはおおむねご理解をいただけたものと考えてお ります。教育委員会では、説明会でのご意見等を踏まえた上で6月を目途に詳細計画案を お示ししてまいる考えでございまして、その計画案がまとまった段階におきまして、改め て議会にも協議をさせていただくとともに、保護者や地域の皆様方にも引き続き丁寧な説 明を行っていく考えでございます。

次に、新冠町町外学生等応援給付金の支給結果について申し上げます。新型コロナウイ

ルス感染症が収束息しない現状にかんがみ、学校の休業やアルバイト不足などで生活に影響を受けながら親元を離れ、頑張っている学生等を対象に修学に対する応援と経済的負担の軽減を図るという目的で、再度3万円の給付金を支給いたしましたので、その結果について報告を申し上げます。本給付金は、令和2年6月1日の基準日において、新冠町外で就学している学生で町内に住所を有する学生等、または基準日以前に町内に住所を有する世帯の世帯員として住民登録されていた学生等を対象といたしまして、本年1月8日から3月1日までの期間で申請を受け付けしました。多くの方に申請をいただくために、前回申請がありました学生等151名に、昨年12月28日に必要書類を郵送により配布するとともに、教育委員会のホームページやフェイスブックをはじめ、町政事務委託文書、広報により周知を図ってまいりました。この結果、前回と同じ151名から申請があり、給付総額は453万円という結果になってございます。

次に、新冠中学校卒業生の進路希望状況について申し上げます。別紙資料2にございますように、本年度の進路希望状況は総生徒数46名のうち、進学希望者が45名、進路相談継続者が1名となってございます。出願の内訳では静内高等学校が28名、静内農業高等学校が2名、私立高校4名、道内外の公立高校へ11名となっておりまして、このうち3月1日現在で8名の合格が内定しておりますけれども、例年どおり特徴といたしまして管内の公立校・私立校を目指す生徒の多さが伺えます。なお、3月3日、4日に公立高校の学力検査、面接試験が行われる予定でございましたが、報道でご承知のとおり全道的な好天を理由として、昨日の段階で延期が決定されておりまして3月4日、5日に実施されることに変更となっております。合格発表につきましては3月16日の予定でございます。

次に、スクールバス節婦第 2 待合所の改築について申し上げます。本年 1 月 14 日午前 7 時 50 分十分ごろに発生した突風によりまして、スクールバス節婦第 2 待合所が倒壊する被害を受けてございます。当日は登校日でございましたが、この待合所をスクールバスが定刻どおり 7 時 48 分に発車しておりましたことから、幸いにも児童生徒への影響はございませんでした。翌日からの利用に備え、直ちにプレハブの仮設ハウスを設置したところでございますが、当該待合所は節婦地区の中央部に位置いたしておりまして、多くの児童生徒が利用しておりますことから、スクールバス乗車時の安全性などを考慮し、同地に待合所を改築することにいたしております。改築工事は、去る 2 月 22 日に入札を終え、工期は 2 月 26 日から 3 月 30 日までとしておりまして、新年度からは児童生徒に利用していただける見込みでございます。

次に、2月15日、16日の低気圧による学校の対応について申し上げます。2月15日16時に30分から開かれました室蘭地方気象台とのテレビ会議におきまして、15日から16日にかけて当町において風速15メートル以上の暴風雪となる予報が示されたところであります。これを受け、教育委員会では学校の教育活動への影響が心配されましたことから、スクールバスの運行や徒歩で通学する児童生徒の安全面に関し、各学校長と協議した上で2月16日の1日間、町内小中学校を臨時休業措置とすることを決定したところでご

ざいます。保護者の皆さん方には各学校通じお知らせを申し上げたところでございますが、 ご理解あるご協力により円滑な対策を講じることができました。また、この暴風によりま して新冠小学校プールの上屋シートが破損する被害を受けております。このことで次年度 のプール開設に向け、上屋シートの整備が必要になったことから、今定例会に補正予算を 計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、第1回定例会における教育行政といたします。

○議長(荒木正光君) 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 報告第1号

○議長(荒木正光君) 日程第5、報告第1号 例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程第6 承認第1号

○議長(荒木正光君) 日程第6、承認第1号 専決処分についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長(坂本隆二君) 専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第 179 条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和2年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年2月1日付をもって専決処分したものであります。

このたび専決処分いたしました補正予算の内容ですが、昨年 12 月第4回定例会におきまして、ふるさと納税収入の増額に伴う特典購入費及び手数料を増額したところでありますが、年末年始の需要が多く11月から12月にかけて寄附が急増したことから特典購入費及び手数料に不足が生じましたが、議会を開くいとまがなかったことから、令和3年2月1日付をもって関係する補正予算を専決処分したものであります。予算書の1ページをお開き願います。令和2年度新冠町一般会計補正予算4回目の専決の補正予算となります。第1条 歳入歳出予算の補正既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,440万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億5,697万2,000円にしたものであります。

事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。2款、総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1,540万円の追加、7節報償費、1,230万円の追加、11節役務費、310万円の追加はふるさと納税収入の増額に伴い、特典購入費及び手数料が不足することから予算を追加するものであります。11目ふるさとづくり基金費3,900

万円の追加は、ふるさと納税収入の増加分をふるさとづくり基金に積み立てるもので、ふるさと納税寄附金の総額は、1億2,900万円を見込んでいるものであります。歳入に移りますので5ページをお開き願います。16款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、3,900万円の追加はふるさと納税収入の増加による追加であります。18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1,540万円の追加は前年度繰越金の予算化であります。

以上が、承認第1号 令和2年度新冠町一般会計補正予算に係る専決処分の提案理由であります。ご審議を賜り、原案どおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第1号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

伹野議員。

- ○5番(伹野裕之君) 今回 3,900 万円が積み立てられましたけども、これは納税額その ものが 3,900 万円で、その 3,900 万円が積み立てられたと理解してよいでしょうか。
- ○議長(荒木正光君) 坂本総務課長。
- ○総務課長(坂本隆二君 ふるさと納税として寄附のありましたのが 3,900 万円増加ということで、決算見込みとして 1 億 2,900 万円、この時点での歳入の予算見込みとしてございます。
- ○議長(荒木正光君) 伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) このふるさと納税計 3,900 万円全額をふるさと基金に積み立て、返礼品手数料 1,540 万円を報償費、役務費からで歳出しております。納税された 3,900 万円に手をつけず、前年度繰越金 1,540 万円を歳入させて返礼品手数料を賄っております。このことから、納税額がふえれば必然的に報償費、役務費が増加することになります。例えば、10 億円の納税があったとしたら単純に返礼品などに 3 億円かかることになります。納税額から返礼品代金、そして送料、手数料を引いた 7 億円を積み立てるとすべきと考えられますけども、今回 3,900 万円の納税があるなら、本来であれば 2,700 万円を積み立てるべきであったとは思うのですけども、その辺の見解はどうなのでしょうか。
- ○議長(荒木正光君) 坂本総務課長。
- ○総務課長(坂本隆二君) このふるさと納税の寄附金の関係につきましては、当該年度では一度寄附金、ふるさとづくり基金に積み立てをして、翌年度その部分を各事業に割り当てるということで、一般財源化していくということでございますので、特典購入費を含め翌年度の支出にまわすということも考えているもので、当該年度においてはすべてふるさとづくり基金に積み立てるという会計上の処理を行っております。
- ○議長(荒木正光君) 伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) ということは、その単年度においてふるさと納税金額全額積み立て、翌年度からそこから基金から崩して返礼品、手数料等を賄っているという理解でよ

ろしいのでしょうか。

- ○議長(荒木正光君) 坂本総務課長。
- ○総務課長(坂本隆二君) 令和3年度の予算要求資料をご覧いただくとおわかりになのですけれども、この予算説明資料の8ページに寄附金受納充当事業ということで、翌年度にどのような内訳で事業に充当してるかという内訳が載ってございます。今回、令和3年1月1日現在ということで1億2,990万2,000円、この予算を令和3年度の各事業にそれぞれ割り振りをするということにしてございますので、そういったことで当該年度については基金にすべて積んで、翌年度そこから一般財源として充当しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(荒木正光君) ほかございませんか。 中川議員。
- ○10番(中川信幸君) 昨年度、1億2,900万のふるさと納税の金額ということなのですけど、昨年度に比べての増額どれぐらいになったのか、それと返礼品について何%、いわゆるそのふるさと納税額の何%を返礼しているのか、そして返礼品の品目についてお知らせください。
- ○議長(荒木正光君) 坂本総務課長。
- ○総務課長(坂本隆二君) まず返礼品の割合ですけども、2月末で今年度の場合 32.2% ということで返礼品の割合がなってございます。令和元年度、昨年度の収入が 5,200 万ということでございまして、今年度は今ところ1億3,000 万を超えていると状況でございますので、8,000 万ほどの増額ということでございます。特に、今年度返礼品で一番多いものが道の駅で購入してございますけれどもトンネルワイン、これが高額ということで今のところ2月末現在では、8,330 万円の売り上げということになります。そのほか、喜一郎ミートあるいは鈴の鳴る道ということで続いております。
- ○議長(荒木正光君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。 (賛成者挙手)
- ○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。 よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。
 - ◎日程第7 議案第5号ないし日程第9 議案第7号
- ○議長(荒木正光君) 日程第7、議案第5号 新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第6号 新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第7号 新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) 議案第5号 新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を以下のように定めようとするものです。

このたびの改正は、道路管理者は道路の利用によって占有者が受ける利益を徴収する使用料的発想で、その権利設定に見合う使用料を占有者から徴することができ、その徴収については道路法に規定されているところですが、この度道路法施行令の改正に伴い、関係条例の一部改正を行うものです。新冠町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、改正内容が多岐にわたりかつ再分化されたことから、別表の全部を改正する内容となっております。新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので6ページをお開き下さい。新冠町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、新旧対照表別表(第2条関係)占用物件、法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱1本につき1年、占用料「380円」をはじめとしまして、23項目に対して46項目に改めるものであります。1ページにお戻り下さい。附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上が、議案第5号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第6号の一部改正について説明しますのでお開き願います。議案 第6号 新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、新冠町普通河川管理条 例の一部を改正する条例を以下のように定めようとするものです。

このたびの改正は、新冠町道路占用料徴収条例の一部改正と同様に、道路法施行令の改正に伴い新冠町普通河川管理条例別表2に規定している土地占用料について、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物の占用料が改定されたことから改正するものです。新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので5ページをお開き下さい。新冠町普通河川管理条例の一部を改正する条例、新旧対照表別表2土地占用料(第21条関係)第1種電柱の項中「310円」を「380円」に改め、第2種電柱の項中「480円」を「580円」に改め、第3種電柱の項中「650円」を「780円」に改め、第1種電話柱の項中「280円」を「340円」に改め、第2種電話柱の項中「450円」を「540円」に改め、第3種電話柱の項中「620円」を「740円」に改め、その他の柱類の項中「28円」を「34円」に改め、鉄塔の項中「760円」を「680円」に改めようとするものです。1ページにお戻り下さい。附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上が、議案第6号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第7号の一部改正について説明しますのでお開き願います。議案第7号 新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例について、新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例を以下のように定めようとするものです。

このたびの改正は、新冠町道路占用料徴収条例の一部改正と同様に、道路法施行令の改正に伴い新冠町準用河川管理条例別表2に規定している土地占用料について、道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物の占用料が改定されたことから改正するものです。新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので5ページをお開き下さい。新冠町準用河川管理条例の一部を改正する条例、新旧対照表別表2土地占用料(第2条関係)第1種電柱の項中「310円」を「380円」に改め、第2種電柱の項中「480円」を「580円」に改め、第3種電柱の項中「650円」を「780円」に改め、第1種電話柱の項中「280円」を「340円」に改め、第2種電話柱の項中「450円」を「540円」に改め、第3種電話柱の項中「620円」を「740円」に改め、その他の柱類の項中「28円」を「34円」に改め、鉄塔の項中「760円」を「680円」に改めようとするものです。1ページにお戻り下さい。附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上が、議案第7号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第5号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

- ○3番(酒井益幸君) 今回の電柱等々の占用料の値上げに関して背景というものというか、基となる考え方について伺いたいのと、5号に関しておおよそ道路占用料の値上げの総額、値上げ前と値上げ後の金額がもし、もしわかればお知らせください。
- ○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。
- ○建設水道課長(関口英一君) 先ほど提案理由の中に申しておりますが、あくまでも道路法の施行令の法に基づきまして改正するものでございます。根拠はもちろんそこにあります。このたびそれに伴う料金の改正をしております。それと、このたび道路占用料の方なのですが、令和3年度の予算から総額31万8,000円北電柱、NTT柱を中心に増額なる予定としております。以上です。
- ○議長(荒木正光君) 酒井議員。
- ○3番(酒井益幸君) 今、国の考え方ということで横並びということでありますけれど も、その値上げによって金額がふえることによって、何か今後の部分に関して生かせる部 分というのはあるのでしょうか。
- ○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。
- ○建設水道課長(関口英一君) これにつきましては歳入ということで、もちろん財源に変わってきますけども、もちろん道路ですから道路の収入でございますので、それは全体的に 31 万 8,000 円が財源充当されるということでありますので、その辺は個別にどの部分ということにはなりませんので、ご理解でいただきます。
- ○議長(荒木正光君) ほかにありませんか。

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、これより議案第6号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

伹野議員。

- ○5番(伹野裕之君) 今回の改正で鉄塔料の土地占用料だけが、760円から680円と減額されております。この減額はこの部分だけなのですけども、この減額になっている理由の説明を求めます。
- ○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。
- ○建設水道課長(関口英一君) 先ほどの提案理由でも説明しておりますが、あくまでも 国というか法に基づいた料金の改正に基づいて増減、減額ということにしておりますので、 この鉄塔に関しての諸事情というか、理由につきましては大変申し訳ございませんが、把 握してございません。
- ○議長(荒木正光君) 伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) 課長の答弁最後の方聞こえなかったですけどもお願いします。
- ○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。
- ○建設水道課長(関口英一君) 理由については把握してございません。この理由につきましては個別にはわからないという状況です。
- ○議長(荒木正光君) 伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) ぱっと見ですけども、この鉄塔の部分だけ減額されているのはやっぱり誰見ても不思議と思うのです。国から示されたのであれば、この示された時点で担当課として理由を追求するのも一つの仕事かと思うのですけども、可能であればこの部分の説明をこれから求めて、時をみて説明お願いしたいと思いますけども。
- ○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。
- ○建設水道課長(関口英一君) 今のご意見を今後わかりましたので、今後精査していきます。
- ○議長(荒木正光君) ほかにありませんか。

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、これより議案第7号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

- ○6番(竹中進一君) 先ほど同僚議員より、町の収入が31万8,000円増加ということでお伺いいたしましたけれども、これは議案第6号から7号、すべてを合算したらこの金額ということでよろしいでしょうか。
- ○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。
- ○建設水道課長(関口英一君) 先ほど申しました金額につきましては、道路占用料の金額でございます。ちなみに河川におきましては、条例は変わりますけど影響ございません。 河川につきましては影響はございません。
- ○議長(荒木正光君) 竹中議員。
- ○6番(竹中進一君) わずかでも収入増になることは大変喜ばしいことなのですけれど も、光回線をNTT柱や北電柱に許可している場合の賃借料というか、それに今回かなり 町でそれを負担していかなければならないのですけど、影響を及ぼすようなことは今のと ころは動きはないでしょうか。
- ○議長(荒木正光君) 中村副町長。
- ○副町長(中村義弘君) ただいまのご質問ですけども、基本的に考え方を分けて考えていただきたいのですが、光回線の北電柱の許可料とただいまの改正、お願いしております 準用河川管理条例の占用料とは全く別のものでございますので、その辺を分けて考えていただきたいと思っています。
- ○議長(荒木正光君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時 9分 再開 午前11時19分

○議長(荒木正光君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第8号

○議長(荒木正光君) 日程第 10、議案第 8 号 新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の 一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山谷特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(山谷貴君) 議案第8号 新冠町立特別養護老人ホーム設置 条例の一部を改正する条例について、新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正 する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。

このたびの条例の改正内容でございますが、新冠町立特別養護老人ホーム恵寿荘は昭和58年に50床で開設いたし、平成21年度に新冠町立国民健康保険病院の診療所化による病棟変換により20床増床し、現在は70床で運営しております。しかし、診療所の老朽化による建てかえの検討に当たり、恵寿荘の建てかえを選考せざるを得ない状況でございましたが、町内の社会福祉法人におきまして、現在休床しておりますケアハウス12床を特別養護老人ホームへ転換し、既存の29床と合わせ41床の特別養護老人ホームを本年4月1日に開設へ向けて準備を取り進めております。これにより、診療所2階の増床部分の20床を減少し、当面は現状の恵寿荘50床の運営体制を維持した中で診療所の移転、新築の検討が可能となることから、恵寿荘の定員を70人から50人に減ずる条例の一部改正をしようとするものでございます。内容につきまして新旧対照表でご説明いたしますので、次のページをご覧ください。新冠町立特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。第2条、名称及び位置において、診療所に設置しております20床を減少するため、1のうち5番地の14のうちを削ります。次に、第3条定員におきまして、第1項中70人を50人に改めるものでございます。前のページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条の改正については入所者数が50人となったときから適用する。

以上が、議案第8号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第8号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

氏家議員。

- ○8番(氏家良美君) 今回、診療所の2階の部分の20床を削減するということでありますけれども、その配置されている職員さんはどうなるのでしょうか。
- ○議長(荒木正光君) 山谷特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(山谷貴君) 現在も本体と増床と分けて職員を配置しておりまして、職員が足りないということから会計年度任用職員のフルタイム、パート職員あわせて3名ないし4名の募集を恒常的に続けている状況なのでございますけれども、なかなか募集されない中で職員が非常にぎりぎりの状態で勤務しております。そのことから、増床棟が仮に閉鎖された場合におきましても、その職員は本体棟へ異動した中で、今まで以上に介護に誠心誠意努めれるように、潤沢な職員数で運営できるものと思っております。
- ○議長(荒木正光君) 氏家議員。
- ○8番(氏家良美君) 職員の削減がない中運営され、サービスの充実が図られるということで理解しますけれども、一方で 20 床分の収入もなくなることであると思います。老人ホームの経営という面から見て厳しくなると思いますが、まず見込まれる収入の減はどの程度でしょうか。それでまた、それに対してどのような考えで運営されていくのでしょうか。
- ○議長(荒木正光君) 山谷特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(山谷貴君) 今、一応 70 人のうち 66 名入所をされております。その方々が順次減っていく中で、通常どおり今までどおり運営させていただくという形になっておりますし、50 名を超えた場合におきましても第2条の設置1を削らないで、50 名になった時から削るということでございますので、増床棟はそのまま人数が減るまでは運営させていただくことになるのですけれども、令和4年4月以降につきましては間違いなく減収になっていきますし、介護報酬等についても減算されていく部分が出てくると思います。それで、令和4年の4月以降 50 人の入所となった場合には、今までどおり介護報酬が支給されるのですけれども、50 人を超えている部分については減算になります。その部分で51 であれば1カ月当たり 330 万円減収、52 人であれば310 万円減収というように、入っている人数によって減算がされているということで、老人ホームの経営自体は収入としては減っていきますけれども、何とかほかの部分で補えるように努力していきたいと思っております。

- ○議長(荒木正光君) 氏家議員。
- ○8番(氏家良美君) 今までの運営から比べるとどうしてもやっぱり 70 から 50 ですので、20 床分減るわけです。その分減った分は人員も変わらないでやっていくということなので、明らかに赤字というか、その分はかぶることになると思うのですけれども、それは町がやっているからそのまま続けるということで理解してよろしいでしょうか。
- ○議長(荒木正光君) 山谷特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(山谷貴君) その分につきましても理事者とも相談しながら、 繰入金を調整しながら運営はさせていただきたいと思っております。
- ○議長(荒木正光君) 秋山議員。
- ○9番(秋山三津男君) 施設が 50 床になること、それはそれでいいのですけれども、 恵寿荘の料金とおうるに行っての料金体系はどのように変わってくるのか、詳しくお聞か せしてください。
- ○議長(荒木正光君) 秋山議員、おうるの関係については発言は控えてください。 秋山議員。
- ○9番(秋山三津男君) 現状の老人ホームの料金はそのままで、おうるの料金は聞けないということですよね。民間の料金は無理なのか。

(「何事か呼ぶ者あり)

- ○議長(荒木正光君) 秋山議員。
- ○9番(秋山三津男君) 利用者にどのような影響があるのか、あると考えられますか。 料金体系が変わると思うので、ないと言われればそれまでなんだけど、そこまで聞けません。
- ○議長(荒木正光君) 中村副町長。
- ○副町長(中村義弘君) 今、入所されている方が民間の施設の方に移るわけではございませんので、利用料金に変更は生じないというふうに考えております。
- ○議長(荒木正光君) ほかございませんか。 須崎議員。
- ○7番(須崎栄子君) 私も同じような質問だったのですけれども、入所者側の立場に立って町立と民間とでは違うだろうなと思ったものですから、今副町長さんから返答いただきましたので結構です。
- ○議長(荒木正光君) 伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) この件に関しまして待機者の立場から質問いたします。4月から 1年かけて入所者を70名から50名に削減予定しているということですけども、待機者に 待機時間を長引かせるような可能性が思われますけども、その辺の判断と、あと待機者に 待機させる負担は私はあると思うのですけども、そこはないと言えるのかどうか、この点 についてお尋ねいたします。
- ○議長(荒木正光君) 山谷特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(山谷貴君) 2月末現在待機者、待機者名簿に 108名の方登録されております。その中で特別養護老人ホーム入所の場合は介護 3以上ですので、3末満の方ももちろん申請されておりまして、その方が 20 名がいらっしゃいます。他施設に入所している方、静内の施設ですとかいろんな場所の施設に入所している方がそのまま名簿に残っておる方が 25 名いらっしゃいます。そのほか、病院に入院していらっしゃるのですけれども、経管栄養ですとか医療的措置が必要な方が 28 名、実質恵寿荘に入所可能な方は 35 名の状態でございます。その中で、何人かにも入所の打診はした場合もあるのですけれども、まだ家庭で見れるですとか、そういう方でお断りをいただいた方もそのまま名簿に残っておりますので、この 35 名の中に入っておりますし、いくら入所者数を減少させていくといっても、どうしても入所したい方もいらっしゃいますので、そういう方たちを拒むわけにはいきませんので、その辺も調整しながら入所の方は続けていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(荒木正光君) 伹野議員。

○5番(伹野裕之君) 今の所長の説明で、近々に必要な方 35 名いるような報告ありましたけども、1年間でこれを移行させるということは、多分余裕をもってスムーズにするには、私はちょっと時間的に1年間というのは無理が生じるのではないかなと感じるのです。適用を令和4年にしています。適用を余裕をもって、2年間余裕をもって令和5年とするようにした場合は、いくらか心持ち余裕ができると思うのですけども、この適用年度を令和4年から令和5年という考えはなかったとか。あとそれは、令和5年は不可能という形でこの令和4年になったのか、その辺の答弁お願いいたします。

○議長(荒木正光君) 中村副町長。

○副町長(中村義弘君) 適用年月日の話をされているのかと思うのですけども、減少なり町内の民間法人の増床するに当たりまして、特に増床に当たっては圏域内の管内の圏域内のベッド数の移動という部分での了解を得なければならないということがございます。その中で、公立の減少については各市町村の考え方だということで進めてまいりました。その中で、令和の4年4月1日からという1年間の適用に対する計画期間を設けたのは、急激な減少をすることはやはり先程の質問にありましたように、待機者に対して大変ご迷惑をかけますし、かといって令和4年の4月1日以降、50床ですから入所お断りしますよということがならないという前提がございますので、これは令和5年であろうと4年であろうと新冠町としては、恵寿荘に入りたい方については受け入れを続けていこうということを考えた上での1年間の経過措置をとったというものです。

○議長(荒木正光君) 伹野議員。

○5番(伹野裕之君) でしたら、もしうまく移行が進まなくて令和4年4月1日に 51 名以上の形になった場合は、その場合は特例として認められるのかどうか。その場合の可能性としては大丈夫なのかどうかの答弁求めます。

○議長(荒木正光君) 中村副町長。

○副町長(中村義弘君) 先ほど来、議員の方からご質問ありました減算の話しでございますけども、令和4年4月1日以降 50 人を超えている場合については、7割の減算の措置がとられまして、先ほど言ったように1カ月当たり人数に応じて、50 人越えている人数によって介護報酬は下がっていくというような形の中で、その時は町が責任をもって入りたい方については入所をさせてあげるということを考えております。

○議長(荒木正光君) ほかございませんか。 中川議員。

○10番(中川信幸君) 70 床が 50 床ということで、それは大体そういった数字をよんだ中で、所長の考え方で進んでいくことは結構なのですけど、ただここでこれからこういった施設、民間、町立も含めてどんどんこういう施設が必要になってくるのが目に見えているのですけども、将来的に恵寿荘を建てかえるというような考え方も町ではあると思うのですが、そこでこのまま 50 床で進んでいくのか、それで民間と合わせた中で新冠ではそれだけでも間に合うのかどうかということも含めて、これ政策的なことなので鳴海町長のもし考えがあればお聞きしたいのですけど。

○議長(荒木正光君) 鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) ご質問の内容理解いたしますけども、政策予算あくまでもそういうふうな状態になってまいりますので、今の段階でどうするこうするということはちょっと控えさせていただきたいなというふうに思います。ただ、ずうっと言ってきたことは町内にある施設全体を見ながら進めていかなければならない。やはり取り合いになっても困りますし、または大きな空きになっても困ります。そういった中で、待機者ができるだけ出ないような形の中での考え方、当然民間も含んだ中の考え方をしていかなければならないと考えておりますので、そういうことで進めていきたいなと、今までそういうような形で進めてきているし、これからも変わらないのかなという感じは思ってございます。

○議長(荒木正光君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長(荒木正光君) 日程第 11、議案第 9 号 令和 2 年度新冠町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

発言は歳出は項ごとに、歳入はページごとに一括質疑で行いますので、内容を取りまとめ簡潔に行うようお願いをいたします。

なお、質疑は歳出から行いますので、20 ページをお開き下さい。20 ページから 21 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同じく 21 ページ、3 項戸籍住民基本台帳費、 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君)ないようですので、22ページ、4項選挙費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、23ページから 24ページ、3 款民生費、1 項 社会福祉費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、25ページ、2項児童福祉費、ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、24ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同じく 26 ページ、3項水道費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、27 ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費、 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、28ページ、2項林業費、ありませんか。

○議長(荒木正光君) ないようですので、同じく 28 ページ、3項水産業費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、29ページ、6款商工費、1項商工費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、30ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、30ページから31ページ、2項河川費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同じく 31 ページ、3項住宅費、ありませんか。

酒井議員。

- ○3番(酒井益幸君) 住宅費について伺いますけれども、住宅リフォーム助成金について伺います。実績が 10 件の見込みをしていたのですけども、実績が 6件ということでありますけれども、例年 10 件目標を推移しているのかどうかと、その減った分は例えばコロナの影響であったり、要因が考えられると思うのですけれども、その辺の理由についてもしあれば伺いたいと思います。
- ○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。
- ○建設水道課長(関口英一君) ここ何年か 10 件が目標でございます。1,000 万という枠の中でやっております。その中でここ数年 5 件、6 件ということは続いておりますけども、これはお客様の申請行為でありまして、実際業者さんとの都合が合わないということもありながら、スケジュール的に合わないということもあります。ですが、当課としましては必要な事業として考えておりますので、基本的には 10 件を目指しますけども、できるだけ多く利用していただけるような今後も周知したりとかしていく考えでおりますのでご理解願います。
- ○議長(荒木正光君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同じく 31 ページ、4項下水道費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、32 ページ、8 款消防費、1 項消防費、ありませんか。

竹中議員。

- ○6番(竹中進一君) これはアナウンスの仕方によってそうとう聞こえ方が違うというか、理解の仕方が違ってくるということを伺っております。そこで、このアナウンスされるのは例えば録音したものを専門家が録音したものを流すのか、それとも誰かがその都度アナウンスするのかということについてお伺いします。
- ○議長(荒木正光君) 坂本総務課長。
- ○総務課長(坂本隆二君) 現在、試験で流しておりますのはテープ録音したものという ことになりますので、実際に緊急時、避難時等において生の声で放送することもあるかも しれませんけれども、現時点においては録音したもので対応してございまして、生の声で の発声はしてございません。
- ○議長(荒木正光君) 竹中議員。
- ○6番(竹中進一君) できることであれば、生の声で注意喚起等する場合にはそれなり にやっぱり訓練というか、そういうものを受けた方が相当やっぱり聞こえやすくなるということでございますけれども、その辺の考えはございませんか。
- ○議長(荒木正光君) 坂本総務課長。
- ○総務課長(坂本隆二君) 肉声でやる場合につきましては、毎年大津波を想定した避難 訓練行ってございますけども、その際には職員の肉声によって出してございまして、それ 以外についてはなかなか騒音等の関係もございまして、肉声での訓練してございませんけ れども、機会があればそれも重要なことだと思いますので、肉声で何かできる機会を設け たいと思います。
- ○議長(荒木正光君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、33ページ、9款教育費、1項教育総務費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、33ページから34ページ、2項小学校費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同じく 34 ページ、3項中学校費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同じく34ページ、4項認定こども園費、あ

りませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、35ページから36ページ、5項社会教育費、ありませんか。

伹野議員。

- ○5番(伹野裕之君) 青少年育成費の部分で質問いたします。体育協会、自主企画、町青年団体連絡会議など、町の補助金がコロナ禍により活動が十分できてないということから返金されております。町青年団体連絡会議は76万円の補助金のうち、55万6,000円を返金しています。もう一団体、町青年団体協議会は毎年15万円の補助を受けていますが、今年度レコードとワインの夕べが中止されておりますけども、返金はないのでしょうか。また、町が補助金を出している全ての団体の活動を精査しているのかどうか、この2点お願いいたします。
- ○議長(荒木正光君) 谷藤総括主幹。
- ○社会教育課総括主幹(谷藤聡君) 青年団体育成協議会につきましては、当初ワインの タベ予定していたのですけども事業が実施できませんでした。ただし、団体の方から3月 までの間で何かできるものがあればということで、事業をちょっと検討するということで 伺っていましたので、その15万円については減額せず残しております。確定した段階で 落とす予定であります。
- ○議長(荒木正光君) 伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) 今の説明で町青協の部分わかりましたけども、あとほかにもいろいろ団体あると思いますけども、ほかの部分も同様な形で精査を行っているということでよろしいでしょうか。
- ○議長(荒木正光君) 山本教育長。
- ○教育長(山本政嗣君) 12月段階において1度各団体の活動状況については精査をさせております。先ほど総括主幹が申し上げましたように、まちづくりに資する特に青年の事業においては、まちづくりあるいは仲間づくりに関する事業主体として行っておりますので、希望も含めて年度内に形を変えて交流会であるとか、勉強会をやりたいという部分もございました。そういうものについては、意向を私の方で尊重する中で、補助金を無理に減額しないことにしております。繰り返しになりますけれども、精算行為がございますので事業の実施の現状みながら、精算行為の中で精算をしてくというような手続きを踏んでいくと、もう既に予定していたものが完全できないという団体につきましては、今回落とさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。
- ○議長(荒木正光君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、37ページ、6項保健体育費、ありませんか。

○議長(荒木正光君) ないようですので、同じく 37 ページ、7項学校給食費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、38 ページ、10 款災害復旧費、1 項公共土木 施設災害復旧費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、歳入に入ります。

戻って、11ページをお開き下さい。質疑はページごとに一括して行います。11ページ、 1款町税、2款地方譲与税、6款地方消費税交付金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 12ページ、11 款分担金及び負担金、12 款使用料及び手数料、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、13ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(荒木正光君) ないようですので、14ページ、2項国庫補助金、ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(荒木正光君) ないようですので、15ページ、14 款道支出金、ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(荒木正光君) ないようですので、16 ページ、15 款財産収入、16 款寄附金、17 款繰入金、18 款繰越金、ありませんか。

竹中議員。

- ○6番(竹中進一君) 物品売払収入の中で、立木売払収入が減じておりますけれども、 これは面積が減ったということなのか、それとも単価が安くなったりとかしたということ でしょうか。
- ○議長(荒木正光君) 島田産業課長。
- ○産業課長(島田和義君) 実施した面積が減ったということでございます。計画上、調査簿等で計画しておりましたが、現状、現況を見た中で切れる木の量が少なかったということでございます。
- ○議長(荒木正光君) 竹中議員。
- ○6番(竹中進一君) 切れる木が少なかったということは、予定していた面積は減った

分というのは、今後もやっぱり切れる状況ではないということで理解してよろしいでしょうか。それと、コロナ禍によって単価の変化とかというのは今年度はあったでしょうか。 ○議長(荒木正光君) 島田産業課長。

- ○産業課長(島田和義君) 1点目はそのとおりでございます。木がもう切れないという 状況でございます。2点目につきましては、コロナの関係で立木の市場も停滞気味であっ たということで、カラマツの単価が下がっていたということもございます。
- ○議長(荒木正光君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、17ページ、19 款諸収入、3項貸付金元利収入、4項雑入、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、18ページ、5項受託事業収入、20款町債、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、19ページ、20 款町債、21 款法人事業税交付金、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(荒木正光君) ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(荒木正光君) ないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、本案に対する討論を行ないます。

反対討論の発言を許可いたします

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号について採決を行ないます。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(荒木正光君)全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長(荒木正光君) 日程第 12、議案第 10 号 令和 2 年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第10号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

- ○6番(竹中進一君) 野尻地先の増圧ポンプの改修が終わるまで、2カ月間タンクで運んでいるというのは誰が運んでいるのか。その経費というか、そういうのはどうなっているのでしょか。
- ○議長(荒木正光君) 関口建設水道課長。
- ○建設水道課長(関口英一君) 職員で運んでおります。それと、トラックの借り上げに つきましては、今年度分は既存の予算でやっておりますけども、来年分は一部予算を考え ております。
- ○議長(荒木正光君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長(荒木正光君) 日程第 13、議案第 11 号 令和 2 年度新冠町下水道事業特別会計 補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。 議案第11号に対する質疑を行います。 質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議長(荒木正光君) 日程第 14、議案第 12 号 令和 2 年度新冠町国民健康保健特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹觜保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

○議長(荒木正光君) 日程第 15、議案第 13 号 令和 2 年度新冠町後期高齢者医療特別 会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹觜保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

○議長(荒木正光君) 日程第 16、議案第 14 号 令和 2 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷特別養護老人ホーム所長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

伹野議員。

○5番(伹野裕之君) 歳出でボイラー交換工事の部分で質問いたします。3点ございます。まず1点目、この工期が年度をまたいでずれることで支障はないのか。2点目、多分これは入札で行われたと思いますけども、納期条件をつけなかったのか。3点目、他の入

札したメーカーのボイラーであれば即納の可能性はあったと思われるが、その辺はどのようになっていたのか、この3点お願いいたします。

- ○議長(荒木正光君) 山谷特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(山谷貴君) まだ、入札は執行しておりませんので業者もご決定しておりませんし、その辺に関してはまだこれからでございます。それと、3月中に発注させていただいて4月からボイラーの制作ですとかいろいろかかると思うのですけども、4カ月程度納品がかかるという形で、夏の間には工事が終われて 10 月ぐらいには使用が可能になるということを伺っておりますので、その期間で間違いないと思います。
- ○議長(荒木正光君) 伹野議員。
- ○5番(伹野裕之君) 所長の説明で4カ月納品までに準備するのにかかるという話でしたけども、即納できるメーカーのものを探そうとしなかったのですか。
- ○議長(荒木正光君) 山谷特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(山谷貴君) ボイラー等に関してやはり施設のボイラー室の大きさですとか、そういうものもございますので、既存のものをそのまま持ってきて入れるというような形ではなく、配管の状況ですとか設置状況を確認しながら、それに合ったものを製作していかなければならないということで、納期はかかるということでございます。
- ○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございませんか。 酒井議員。
- ○3番(酒井益幸君) サービス収入等についてちょっと伺いたいのですけれども、やはり稼働率が良くなかったという説明であったというふうに思いますけれども、逆にショートステイに関してはよかったという認識という説明だったのですけれども、利用者のサービス収入減におきましては先の人材の人が足りていないだとか、そういった観点から説明、以前説明があったかというふうに思うのですけれども、この部分に関してちょっともう少し明確に説明をお願いしたいと思います。
- ○議長(荒木正光君) 山谷特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(山谷貴君) サービス費収入に関しては職員の数ですとか、 そういうものは関係ございません。今 70 床で運営しておりまして入院ですとか、入退所 のタイミングですとかでどうしてもベッドが空いてしまうということによって、空床が出 てしまってサービス収入が出たということでございます。状態としては昨年度よりも恵寿 荘の稼働率上がっておりまして、今ところなんですけども昨年、令和元年度よりは若干上 がっていますし、ショートステイに関しましても令和元年度よりは、結構大幅に上がって いるような状況になっておりますのでお願いします。
- ○議長(荒木正光君) 酒井議員。
- ○3番(酒井益幸君) 大枠についてはちょっとわかりましたけれども、サービス収入というのはやはりいろんなサービス、介護ですからその稼働の問題もありますし、中身的に

その一人当たりの単価も違うというふうに認識はしていますけれども、その辺に関して令和元年よりも当然伸びているという説明だったので、ではこれに関してはちょっと目標が高かったという認識でよろしいでしょうか。

- ○議長(荒木正光君) 山谷特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(山谷貴君) 当初予算を策定する段階では施設稼働率は95% として予算を設定しております。ただ、どうしても95%を目指しはいるのですけれども、2月末現在の段階で、今のところ92%ということで稼働率が出ておりますので、その分の減額分とご理解いただきたいと思います。
- ○議長(荒木正光君) ほかございませんか。 芳住議員。
- ○1番(芳住革二君) 工事請負費で聞きますけど、交換に4カ月かかるということのですけども、先ほどの説明では頻繁に故障しているということなので、まだまだ寒い時期が続くわけです。代替え暖房とかそういうものは行っているのか、行っていないのか。
- ○議長(荒木正光君) 山谷特別養護老人ホーム所長。
- ○特別養護老人ホーム所長(山谷貴君) 頻繁に故障しているのですけれども、そこまで何日もボイラーを止めてというような故障は今のところ幸いにもない状況でございます。 代替え暖房なんですけれども、非常に広い施設なものですから代替え暖房とかをつけるにしても、非常に多量の暖房が必要になってくるということで、今のところそのボイラーが重大な故障が起きていないうちに、取りかえ工事をさせていただくということでございます。
- ○議長(荒木正光君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長(荒木正光君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれをもって散会いたします。 ご苦労さまでございました。

(午後 2時20分 散会)